最終更新日：2020年6月26日

パーソルホールディングス株式会社
代表取締役社長 ＣＥＯ　水田　正道
問合せ先：担当部署　法務ガバナンス部　03-3375-2220（代表）
証券コード：2181
https://www.persol-group.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針（コーポレートガバナンス・コード3-1(ⅱ)に基づく開示）

[基本的な考え方]
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、当社が定めるコーポレートガバナンス・ガイドライン
(https://www.persol-group.co.jp/images/corporate/pdf/corporate_governance_guideline_200401.pdf)
「第2章　コーポレートガバナンスについての考え方（2－1．基本的な考え方、2－2．持株会社としての役割）」に記載のとおりです。

[基本方針]
（1）株主の権利・平等性の確保
コーポレートガバナンス・ガイドライン（https://www.persol-group.co.jp/images/corporate/pdf/corporate_governance_guideline_200401.pdf）
「第9章　株主等ステークホルダーとの関係（9－1．株主の権利・平等性の確保）」に記載のとおりです。
（2）株主以外のステークホルダーとの適切な協働
コーポレートガバナンス・ガイドライン（https://www.persol-group.co.jp/images/corporate/pdf/corporate_governance_guideline_200401.pdf）
「第9章　株主等ステークホルダーとの関係（9－4．株主以外のステークホルダーとの適切な協力関係等の構築）」に記載のとおりです。
（3）適切な情報開示と透明性の確保
コーポレートガバナンス・ガイドライン（https://www.persol-group.co.jp/images/corporate/pdf/corporate_governance_guideline_200401.pdf）
「第10章　適切な情報開示（10－1．情報開示の在り方）」に記載のとおりです。
（4）取締役会の責務
コーポレートガバナンス・ガイドライン（https://www.persol-group.co.jp/images/corporate/pdf/corporate_governance_guideline_200401.pdf）
「第3章　取締役会の役割（3－1．取締役会の役割）」に記載のとおりです。
（5）株主との対話
コーポレートガバナンス・ガイドライン（https://www.persol-group.co.jp/images/corporate/pdf/corporate_governance_guideline_200401.pdf）
「第9章　株主との対話（9－2．株主との対話）」に記載のとおりです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

■原則1-4（政策保有株式）
1．政策保有に関する基本方針
当社は、取引関係の維持・発展が当社グループ戦略上重要であり、当社の企業価値を中長期的に高めると判断する上場会社株式を政策保有株式として保有いたします。
2．検証の基本方針・基準
当社は、取締役会にて、個別の政策保有株式について保有の適否を定期的に検証しております。関係維持・取引拡大・シナジー創出等の事業上のメリットや戦略的意義などを考慮するとともに、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を総合的に検証し、保有意義がないと判断された株式については、取引先企業の状況等を勘案したうえで売却を進めます。
検証の結果、保有意義がないと判断された一部の株式については、適宜売却しております。
3．議決権行使の基本方針
当社は、政策保有株式に係る議決権の行使については、議案の内容が株式保有先企業の企業価値向上に資するかどうかに加え、当該企業のコーポレート・ガバナンスの整備状況やコンプライアンス体制等を総合的に勘案し、適切に判断いたします。

■原則1-7（関連当事者間の取引）
・取締役における競業及び利益相反取引については、当社の利益を損なうことがないよう、会社法に従い、取締役会規程にて取締役会の決議事項と定めております。また、決議に基づき当該取引を実施した後は、速やかに取締役会へ報告するものと定めております。
・当社は、企業会計基準適用指針に定められた開示要件を参考に重要性を判定の上「関連当事者との取引」に該当する取引について、取引の有無を定期的に確認し、有価証券報告書に記載するとともに、これを取締役会に報告することとしております。

■原則2-6（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）
当社には企業年金基金制度はありませんが、従業員の資産形成のために企業型確定拠出年金制度を導入しており、加入資格を有する従業員に対して、制度や資産運用の教育研修を実施しております。

■原則3-1（情報開示の充実）
1．会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
「長寿化によるはたらく期間の長期化」や、「テクノロジーの進化に伴うはたらき方そのものの変容」などに伴い、はたらく環境が大きく変化していく中で、当社に対する社会的な期待と責任はますます高まっていると認識しております。
当社が目指す姿を示すために、従来の経営理念や行動指針は大切にしながら、2019年10月に新しいグループビジョン
“ はたらいて、笑おう。 ”を発表しました。
また、我々が目指す姿を実現させるために、中長期的にどのような価値を創造し、社会の期待に応えていくかを示すものとして、2020年

5月に“価値創造ストーリー”を発表しました。
当社は事業活動を通じ、少しでも多くの気づきと機会を提供することにより、性別・年齢・国籍・あらゆる制約を越えたすべての個人が、“はたらいて、笑おう。”、“Work with Smile”を実現できる社会の実現を目指してまいります。
(価値創造ストーリーの詳細は、HPサイトをご覧ください。https://www.persol-group.co.jp/ir/strategy/index.html)

(1)当社グループの経営理念
「雇用の創造、人々の成長、社会貢献」
(2)当社グループのビジョン
「はたらいて、笑おう。」
(3)当社グループの5つの行動指針
「誠実(すべてのことに、真摯に向き合おう)」
「顧客志向(信頼を得て、お客様の期待を超えよう)」
「プロフェッショナリズム(志し高く、磨き続けよう)」
「チームワーク(多様性を活かし、組織の成果を最大化しよう)」
「挑戦と変革(自ら考え、行動し、変化することを楽しもう)」

2.本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の冒頭「Ⅰ.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」1.基本的な考え方に記載しております。

3.取締役会がグループ経営陣幹部・取締役の報酬額を決定するに当たっての方針と手続
本報告書「Ⅱ.経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」1.機関構成・組織運営等に係る事項のうち、【取締役報酬関係】の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

4.取締役会がグループ経営陣幹部の選解任と取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続
コーポレートガバナンス・ガイドライン(https://www.persol-group.co.jp/images/corporate/pdf/corporate_governance_guideline_200401.pdf)
「第5章 取締役の構成等(5－2.取締役の選任)」に記載のとおりです。
なお、解任については、取締役の業務執行において不正、背任行為その他これらに該当する疑いを生じさせる行為があった場合、取締役の解任に関する議案の株主総会への提出の是非について指名・報酬委員会、監査等委員会および取締役会で審議を行うものとしております。

5.取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補者の指名を行う際の考え方
コーポレートガバナンス・ガイドライン(https://www.persol-group.co.jp/images/corporate/pdf/corporate_governance_guideline_200401.pdf)
「第4章 取締役会の責務(4－1.取締役の責務、4－2.独立社外取締役への期待)」、および「第5章 取締役の構成等(5－1.取締役会の構成、5－2.取締役の選任)」に記載のとおりです。
なお、全取締役候補者の取締役候補者とした理由について、株主総会招集通知に記載しております。

■補充原則4-1-1(経営陣に対する委任の範囲)
コーポレートガバナンス・ガイドライン(https://www.persol-group.co.jp/images/corporate/pdf/corporate_governance_guideline_200401.pdf)「第3章 3－1.取締役会の役割」、および「第8章 業務執行部門(8－1.業務執行部門の体制、8－2.代表取締役社長 CEOの責務)」に記載のとおりです。

■補充原則4-1-3(最高経営責任者(CEO)等の後継者計画)
当社は、CEOの後継者計画につき、過半数が独立社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会にて議論を行い、取締役会は、指名・報酬委員会から報告を受けることで、その進捗状況を監督しています。
同時に、Strategic Business Unit(SBU)の中核会社においても、任意の指名・報酬委員会を設置し、SBU長の後継者計画について議論するとともに、管理機能系の執行役員の後継者計画も含め、当社の指名・報酬委員会でこれら経営陣幹部の後継者計画の実施について監督し、当社の企業価値を永続的に発展させていく上で将来の経営執行を担う人材を計画的に育成するための体制を構築しております。

■補充原則4-3-2(CEOの選任)
当社は、コーポレートガバナンス・ガイドライン(https://www.persol-group.co.jp/images/corporate/pdf/corporate_governance_guideline_200401.pdf)「第5章 5－2.取締役の選任」に定める選任基準に加え、CEOとして求められる資質を次のとおり定めており、取締役会は、指名・報酬委員会の助言・提言を受けた後、取締役会の決議をもってCEOを決定しております。
(1)複数の事業や機能を指導できる幅広い知識・見識を有する。
(2)全てのステークホルダーに対して誠実に向き合い、調和を取ることができる。
(3)当社ビジョンの実現に向けて優れたリーダーシップを発揮し、イノベーションを起こすことができる。

■補充原則4-3-3(CEOの解任)
CEOの解任については、次に定める解任基準に該当する疑いを生じさせる行為があった場合は、速やかに指名・報酬委員会および取締役会で審議を行うものとしております。
(1)不正、不当又は背信を疑われる行為があったとき
(2)会社法、関係法令に違反するなど、CEOとして不適格と認められたとき
(3)職務遂行の過程又はその成果が不十分であり、かつ本人を引き続きCEOとしての職務におくことが不適当であると判断したとき

■原則4-9(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
当社は、社外取締役の独立性基準を定めており、社外取締役がいずれにも該当しない場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有するものと判断いたします。株主総会招集通知及び有価証券報告書で毎年開示しております。

■補充原則4-11-1(取締役会全体としての考え方)
コーポレートガバナンス・ガイドライン(https://www.persol-group.co.jp/images/corporate/pdf/corporate_governance_guideline_200401.pdf)「第5章 取締役会の構成等(5－1.取締役会の構成)」、に記載のとおりです。

■補充原則4-11-2（取締役の他社兼任状況の開示について）
当社の取締役及びその候補者に係る重要な兼職の状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書で毎年開示しております。

■補充原則4-11-3（取締役会の実効性の評価）
1．実施内容
当社は、取締役会の機能の更なる向上を目的として、毎年、取締役会全体の実効性の評価を行い、その方法及び結果の概要を開示しております。
本年度は、取締役全員を対象にアンケートを行い、その結果及び各取締役の自己評価に基づき認識された課題について、第三者である外部アドバイザーの意見を参考として、取締役会において2回議論を行い、実施いたしました。
2．実効性に関する分析及び評価の結果概要
（1）当社の取締役会は、企業戦略等の大きな方向性の議論、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備、独立した客観的な立場からの経営陣・取締役に対する実効性の高い監督、内部統制・リスク管理体制の整備をはじめとする役割・責務を適切に果たしております。
（2）上記(1)の役割・責務を果たすうえで、取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるとともに、取締役会に先立って経営会議で議論した論点や反対意見等が取締役会で共有されることで、会議内において論点を明確にした、自由闊達で建設的な議論がなされております。
（3）一方で、取締役会による経営陣の監督の実効性を高めるため、監督の前提となる具体的な経営目標（経営指標を含む）や経営目標の実現のためのシナリオ・実行計画に基づき進捗状況をモニタリングすることのほか、取締役会における審議のさらなる充実に向け、取締役会付議議案の事前説明の実施や、当日の議論に先立って必要な背景情報を確認可能とする情報基盤の整備を通じ、重要議案に対する十分な審議時間の確保が必要であると認識されています。
当社の取締役会は、これらの評価結果を踏まえて、引き続き取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

■補充原則4-14-2（取締役に対するトレーニングの方針について）
取締役については、事業・財務・組織等に関する幅広い知識を有している者から選出しており、就任に際し、会社概要、経営戦略、財務戦略、重点監査項目等の基本情報を共有しております。また、外部講師を招いてコーポレート・ガバナンス等の見識を深める場を設けております。
今後も継続的に実施してまいります。

■原則5-1（株主との建設的な対話に関する方針）
コーポレートガバナンス・ガイドライン（https://www.persol-group.co.jp/images/corporate/pdf/corporate_governance_guideline_200401.pdf）「第9章 株主等ステークホルダーとの関係（9－1．株主の権利・平等性の確保、9－2．株主との対話、9－3．関連当事者との取引、9－4．株主以外のステークホルダーとの適切な協力関係等の構築）」、および「第10章　適切な情報開示（10－1．情報開示のあり方）」に記載のとおりです。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
篠原欣子	26,331,600	11.36
一般財団法人篠原欣子記念財団	15,800,000	6.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,747,500	6.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,988,166	6.03
ケリーサービスジャパン株式会社	9,106,800	3.93
JP MORGAN CHASE BANK 365632	8,038,457	3.47
THE CHASEE MANHATTAN BANK 385036	6,383,100	2.75
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	5,192,677	2.24
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	5,042,086	2.17
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	4,552,048	1.96

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1．大株主の状況は、2020年3月31日現在の状況です。
2．2019年8月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、エフエムアール エルエルシー（FMRLLC）及びその共同保有者であるナショナル ファイナンシャル サービス エルエルシー（National Financial Services LLC）より、2019年7月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

エフエムアール エルエルシー（FMRLLC）　12,279,066株（5.19%）
ナショナル ファイナンシャル サービス エルエルシー（National Financial Services LLC）　300株（0.00%）
計　12,279,366株（5.19%）

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
玉越 良介	他の会社の出身者					△						
西口 尚宏	他の会社の出身者											
山内 雅喜	他の会社の出身者											
榎本 知佐	他の会社の出身者											
友田 和彦	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

玉越 良介		○	同氏が特別顧問を務める株式会社三菱UFJ銀行は、当社への貸付があり、当社の社外取締役の独立性基準における1.⑶「主要な借入先」基準に該当いたします。 一方、同行の特別顧問は経営に関与する役職ではなく、従い同氏が2010年6月に同行の特別顧問に就任して以降、同氏は同行の業務執行を行っておりません。 よって、同氏は当社の社外取締役の独立性基準1.⑶における「過去3年事業年度における主要な借入先の業務執行者」には該当しないため、当社の基準に基づき、独立性を有すると判断しております。	長年にわたる金融機関の経営者としての豊富な経験と、グローバルで幅広い見識を、当社の経営に活かしていただけるものと判断したためです。なお、同氏は、証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしている（左記のとおり）ことから、独立役員として指定しております。
西口 尚宏		○	―――	経営者としての豊富な経験とグローバルで幅広い見識を、当社の経営に活かしていただけるものと判断したためです。なお、同氏は、証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しております。
山内 雅喜		○	―――	持株会社及び事業会社での長年にわたる経営者（代表取締役社長を含む）としての豊富な経験と広い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断したためです。なお、同氏は、証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しております。
榎本 知佐	○	○	―――	国内外の複数の企業において広報戦略の業務に携わり、豊富な経験と見識を有しており、当社のブランドコミュニケーション向上に貢献いただけるものと判断したためです。なお、同氏は、証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しております。
友田 和彦	○	○	―――	公認会計士および日本を代表する監査法人の代表社員として、高度な専門知識と豊富な実務経験に基づく深い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断したためです。なお、同氏は、証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を専属的に補助する使用人を配置しており、当該使用人に対する日常の指揮命令権は、監査等委員会にあり、監査等委員でない取締役からは指揮命令を受けないものとして業務を遂行しております。また、当該使用人に関する異動、人事考課及び懲戒処分等は、監査等委員会の同意を得たうえで行うものと定めております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人が実施する財務諸表監査、四半期レビュー及び内部統制監査の都度、会計監査人から結果の報告を受けるものと定めております。また、監査等委員会と会計監査人は、定期的に意見交換を行い、必要に応じて監査等委員会による会計監査人監査の立会い、説明の要請等を適宜実施しております。 代表取締役社長CEOの直属機関として、内部監査部門を設置し、業務執行の正当性、法令遵守の観点から当社グループ全体の監査を行います。また、重要な事項については、監査等委員会へ適切に報告し、さらに、監査等委員会は実効的な監査を行うため、必要に応じて、内部監査部門に対して具体的な指示を行うことができる体制を構築しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

任意の委員会については、コーポレートガバナンス・ガイドライン
（https://www.persol-group.co.jp/images/corporate/pdf/corporate_governance_guideline_200401.pdf）
「第7章 委員会（7－3．指名・報酬委員会）」に記載のとおりです。
現在の指名・報酬委員会の構成は業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレートガバナンス体制の概要)に記載のとおりです。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

詳細は、「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照下さい。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

①役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下の通りとなっております。
・監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の報酬等の総額：305百万円
■報酬等の種類別の総額
・基本報酬：195百万円
・賞与：57百万円

・株式報酬：52百万円
・対象となる役員の員数：5人
・監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）の報酬等の総額：47百万円
■報酬等の種類別の総額
・基本報酬：47百万円
・対象となる役員の員数：2人
・社外役員の報酬等の総額：39百万円
■報酬等の種類別の総額
・基本報酬：39百万円
・対象となる役員の員数：4人
（注）
1．上記には、当事業年度中に取締役（監査等委員を除く。）を退任し、取締役（監査等委員）に就任した取締役1名を含めております。
2．社外取締役1名については、上記員数には無報酬のため含まれておりません。
3．当事業年度に係る賞与の目標及び実績は次のとおりです。財務指標については、連結売上高の目標は9,400億円、実績は9,258億円、連結営業利益の目標は425億円、実績は441億円、担当事業業績に関する目標は個人別に設定し、達成度は平均100%でした。非財務指標については、従業員満足度及びリスクモニタリングに関する目標を個別に設定し、概ね達成いたしました。
また、業績と企業価値向上のために個人別に課題を設定して取り組みました。以上の結果、当社の各取締役に支給する賞与の支給係数は80%～106%となりました。
4．株式報酬は、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）5名に対する株式報酬として、当事業年度に計上した役員株式給付引当金の繰入額であります。また、株式報酬の額は2017年度から3事業年度を対象とし、財務指標や非財務指標の目標達成度に応じて算出された金額から、過年度において開示した役員株式給付引当金を控除したものです。
5．株式報酬のうち、業績連動型中長期インセンティブ報酬（Performance Share）にかかる目標及び実績は次のとおりです。財務指標については、連結売上高の目標は7,500億円、実績は9,705億円、連結営業利益の目標は450億円、実績は390億円、ROEの目標は10%、実績は5%でした。また、非財務指標については、従業員満足度、ブランド認知度及びリスクモニタリングに関する目標を個別に設定し、概ね達成しました。以上の結果、当社の各取締役に支給する業績連動型中長期インセンティブ報酬（Performance Share）は標準額に対して111%となりました。
②報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等は以下の通りとなっております。
・氏名：水田 正道
・報酬等の総額：102百万円
・役員区分：取締役
・会社区分：提出会社
・報酬等の種類別の額
－基本報酬：66百万円
－賞与：19百万円
－株式報酬：15百万円
（注）株式報酬は、当事業年度に計上した役員株式給付引当金の繰入額であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項は、株主総会招集通知及び有価証券報告書で毎年開示しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

コーポレートガバナンス・ガイドライン（https://www.persol-group.co.jp/images/corporate/pdf/corporate_governance_guideline_200401.pdf）「第6章 取締役会の運営（6－3．サポート体制、6－4．情報提供）」に記載のとおり、全ての社外取締役に対して、取締役会等の重要な会議資料を事前に配付し、また、重要事項の情報伝達を予め行っております。また、監査等委員である社外取締役に対しては、社外取締役の的確な判断に資するよう、経営に係る重要事項に関する情報を遅滞なく提供するほか、監査等委員会の職務を補助する事務局を設置し、監査等の職務に必要な情報の報告体制を整備しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
篠原欣子	名誉会長	無し	勤務実績無し・無報酬	2016/6/17	定めない

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名

その他の事項

創業者である篠原欣子が就任しております「名誉会長」につきましては、あくまで名誉職としての位置づけであり、篠原が当社経営に関与することはありません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、「Ⅰ．コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」に記載の考え方に基づき、
会社法上の機関設計として「監査等委員会設置会社」を採用しております。また、取締役会の機能を補完するため、
任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役・グループ経営陣幹部の報酬及び候補者の決定に対する透明性と客観性を高め、
取締役会の経営監督機能の強化を図っております。

＜取締役会＞

取締役会は、経営監督機能を担い、経営の基本方針の決定、グループ経営陣幹部の監督及び適切な内部統制システムの構築・運用の確保を主な役割・責任としております。一方、業務執行部門による迅速で機動的かつ果断な意思決定を可能とするため、法令で定められた専決事項及び取締役会規程で定める重要な業務執行の決定以外の業務執行は、原則として代表取締役社長 CEO に委任しております。

意思決定の迅速化とともに、経営の監督と執行を分離し、取締役会の監督機能をより一層強化するというガバナンス方針のもと、
2020年6月24日開催の定時株主総会を経て、取締役会は、監査等委員でない取締役6名（うち独立社外取締役3名）及び
監査等委員である取締役3名（うち独立社外取締役2名）で構成され、独立社外取締役の比率は2分の1以上となっております。

＜Headquarters Management Committee＞

当社は、経営の監督と執行を分離し、執行責任の所在を明確にするため、執行役員制度を導入し、業務執行に関わる体制として、代表取締役社長 CEO の補佐機関として、当社グループの経営の基本方針及び重要な業務執行の決定を協議する会議体である Headquarters Management Committee（以下、「HMC」という。）を設置しております。取締役会から代表取締役社長 CEO に委任された重要な業務執行の決定は、この HMC の賛成決議を条件として、代表取締役社長 CEO が決定いたします。HMC 構成員は、当社グループの経営者の一員として取締役会から委任された重要な業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割を担う者が選任されるべきとの考え方に基づき、代表取締役社長 CEO が原則、執行役員の中から人事案を作成し、指名・報酬委員会にて審議した上で、取締役会で承認しています。

さらに、HMCの下部組織として、3委員会（投資委員会・リスクマネジメント委員会・人事委員会）を設置し、グループ内部統制システムの実効性向上を図っております。

投資委員会は、グループの投資全般に関する重要事項の審議を行うとともに、投資推進に関連した一連の知識、知見をグループの組織知に高めていくことを目的としております。リスクマネジメント委員会は、当社グループのリスク管理全般に関する審議を行います。人事委員会は、当社グループの人事戦略および重要タレントの後継者計画等に関する審議を行います。

各3委員会はHMCへの説明責任を持ち、その機能を補完・強化するものと位置付けております。

＜監査等委員会＞

監査等委員会は、持続的な企業価値の向上に向けて企業の健全性を確保し、当社と株主共同の利益のために行動し、以下に掲げる職務を行うものと定めております。

・取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成
・会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定
・取締役（監査等委員である取締役を除く）の選解任若しくは辞任又は報酬等についての監査等委員会の意見の決定

また、監査等委員会は、必要に応じて、内部監査部門に対して具体的な指示を行うことができ、監査等委員会と内部監査部門は、相互の連携体制を確保するため、適切な情報共有等を行っております。また、内部監査部門の重要な人事は、監査等委員会の同意を経て決定するものとし、監査等委員会による監査の実効性の確保しております。

なお、監査等委員会は、常勤監査等委員である社内取締役1名（小澤稔弘）と社外取締役2名（榎本知佐及び友田和彦）で構成されており、委員長は社外取締役である友田和彦が就任しております。友田和彦は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

＜指名・報酬委員会＞

当社は、取締役・グループ経営陣幹部の候補者の決定及び報酬の決定に対する透明性・客観性を高め、取締役会の経営監督機能の強化を図ることを目的とし、取締役会からの諮問を受け、以下に 掲げる職務を行い取締役会に答申・提案しております。

候補者の決定に関する事項：
・株主総会に付議する取締役の選解任議案の原案の決定
・代表取締役社長 CEO（代表権と CEO 職）の選定
・代表取締役の解職の原案の決定
・代表取締役社長 CEO の後継者計画の策定

報酬の決定に関する事項：
・取締役・グループ経営陣幹部の報酬基準の作成
・取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額の原案の決定

なお、指名・報酬委員会は、過半数を社外取締役とし、社内取締役1名（水田正道）、社外取締役3名（玉越良介、西口尚宏及び山内雅喜）で構成され、委員長は社外取締役である玉越良介が就任しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレートガバナンス・ガイドライン（https://www.persol-group.co.jp/images/corporate/pdf/corporate_governance_guideline_200401.pdf）「第2章 コーポレートガバナンスについての考え方（2－1．基本的な考え方、2－2．持株会社としての役割、2－3．当社の機関構成）」に記載のとおりです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送及び早期WEB開示に努めております。 ■2020年３月期第12回定時株主総会における対応実績 １．招集通知発送日　５月29日 ２．WEB開示日　５月21日
集中日を回避した株主総会の設定	可能な限り集中日を回避した日程で定時株主総会を開催するよう努めております。 ■2020年３月期第12回定時株主総会における対応実績 開催日 ６月24日
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を可能としており、招集通知に行使方法を記載する等、株主の利便性の向上に努めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームに参加しており、機関投資家の議決権行使環境の向上に努めております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（要約）を英文で作成し、ホームページへの掲載や東京証券取引所を通じた開示をしております。
その他	株主通信の発行を年に２回行っているほか、当社ホームページにおける決算データの掲載等を行っております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRの目的、基本方針、基本姿勢、情報開示の方法、業績予想及び将来の見通し等のIRポリシーを当社ホームページにて開示しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け説明会を半期毎、年２回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、決算説明会のスライド、株主通信等のIR資料を英文も含めて掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	グループ財務部に担当者を配置しております。	
その他	アナリスト・機関投資家への個別訪問を随時実施しております。また、海外投資家に対しては電話ミーティングを実施しており、個人投資家に対しては証券会社主催の会社説明会に参加するなどしております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、「はたらいて、笑おう。」をスローガンに、働くすべての人と組織が輝ける未来に向けて、仕事を通じた成長を支援しております。障害者・若年層・シニア層の就業支援、地方創生、子育て・介護などのライフスタイルに合わせた働き方を支援する取組みを実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社のホームページにて、ディスクロージャーポリシーを掲載し、情報をわかりやすく、公平かつ適時・正確に提供することを基本方針としております。

その他	＜ダイバーシティへの取組み状況＞ グループビジョン「はたらいて、笑おう。」を掲げ、すべての人たちがはたらいて笑える社会の実現を目指すうえで、ダイバーシティの推進は重要な取組みであると考えています。 2017年より組織横断型のダイバーシティ検討プロジェクトを立上げ、パーソルグループとしてのダイバーシティ方針、施策実施へ向けた議論を進め、2019年1月にパーソルグループとして、ビジョン実現に向けたダイバーシティ方針「Diversity, Inclusion & Equality」を発表しました。本方針に則り、2019年4月から原則全てのグループ会社において、複業の解禁・ドレスコードの自由化を開始しております。 また、フレキシブルな働き方の更なる推進や、社員向けの意識改革や生産性向上の研修等を実施しており、多様な働き方、多様なキャリアパスを実現するための施策を継続実施していこうと考えています。 ＜女性の登用促進に向けた取組み＞ 当社は、名誉会長の篠原欣子が、女性が広く活躍するための事業としてテンプスタッフを起業したことからはじまっており、採用・育成・登用といったあらゆる場面において、性別に関係なく、実力や成果に応じた評価を行っております。また、2019年1月にパーソルグループのダイバーシティ方針「Diversity, Inclusion & Equality」を発表し、その一環として2023年までにグループ全社の女性管理職の割合を引き上げる方針を掲げ、実行計画の立案を進めています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針について、株主総会招集通知及び有価証券報告書で毎年開示しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力排除に向けた体制について、次のとおり定めております。

⑴ 当社グループは、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し一切の関係を遮断する。

⑵ 当社グループは、主管部署を定め、所轄警察署や特殊暴力防止に関する地域協議会等から関連情報を収集し不測の事態に備えるとともに、事態発生時には主管部署を中心に外部機関と連携し、組織的に対処する。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社は、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実については、情報を迅速かつ公平に開示することを基本とし、情報の適時開示を行う体制を整えております。

1．決定事実
　決定事実は、取締役会において承認の後、情報取扱責任者がグループ財務部に開示の指示を行い、速やかに公表いたします。

2．発生事実
　発生事実（リスク情報を含む。）は、関連部署及び子会社が発生を認識した時点で速やかに代表取締役社長CEOに報告がなされ、開示の検討及び判定を行い、開示が必要な発生事実に関しては、情報取扱責任者に開示の指示がなされ、グループ財務部にて速やかに開示する体制としております。

3．決算関連情報
　決算関連情報は、四半期を含む決算内容及び業績･配当予想の修正等の情報を、グループ財務部が原案をとりまとめて報告を取締役会に諮り、その承認を経て情報取扱責任者に対して指示がなされた後に、グループ財務部にて速やかに開示する体制としております。

